

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
松尾歯科医院	三戸郡三戸町大字八日町五三の二	平成四・八一
畑中歯科医院	青森市栄町二丁目九の二三	一五・二・〇
清藤歯科医院	黒石市大字前町二二三の二	一五・五・一
石橋産婦人科内科医院	八戸市小中野四丁目八の一〇	一六・三・一
いたやなぎ歯科医院	北津軽郡板柳町大字板柳字土井二九四の一	一七・六・六
村田歯科医院	青森市栄町一丁目一の六	一六・四・一
医療法人ベルソントス	青森市大字石江字江渡七三の三	一五・三・一
ずき皮膚科	上北郡六ヶ所村大字泊字川原一五九の一七	一五・八・六
泊診療所	上北郡東北町大字上野字南谷地二三八の二	一五・一・五
オレンジ薬局	弘前市大字福村字新館添一一	一七・四・四
ひまわり薬局城東店		

青森県告示第六百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年九月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	施設の種類	廃止年月日
高松病院	十和田市大字三本木字里ノ沢一の二四九	介護療養型医療施設	平成一六・三・三

青森県告示第六百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年九月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	名称	所在地	廃止年月日
株式会社あおもり健康企画	青森市東大野二丁目二の一	居宅療養管理指導	あけぼの薬局堤店	青森市茶屋町一の一五	平成一六・五・三
株式会社キノシタ	青森市栄町二丁目六の三一	福祉用具貸与	ドウル株式会社キノシタ青森本店指定貸与事業所	青森市大字荒川字成瀬二一の二	一六・六・三
有限会社ムツミ	東京都中央区区本橋大伝馬町一	居宅療養管理指導	ゆりの木薬局	八戸市大字糠塚字下道七の二七	一六・一・三
五戸町医療法人幸仁会	十和田市大字三本木字里ノ沢一の二四九	短期入所療養介護	五戸町訪問看護ステーション	三戸郡五戸町大字倉石中五の四	〃
百石町	上北郡百石町字上明堂六〇の六	訪問看護	国民健康保険百石病院	上北郡百石町字上明堂一	〃
社会福祉法人尾上町社会福祉協議会	平川市猿賀南田九六の三	通所介護	社会福祉法人尾上町社会福祉協議会指定通所介護事業所	平川市猿賀南田九六の三	一六・三・三
〃	〃	居宅療養管理指導	〃	〃	〃
〃	〃	訪問介護	社会福祉法人尾上町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	〃	〃

社会福祉協議会 人名川協 会	社会福祉協議会 人福地協 会	"	"	社会福祉協議会 人百石協 会	社会福祉協議会 人南部協 会	"	"	社会福祉協議会 人碓氷協 議	"	社会福祉協議会 人平賀協 議
三戸郡南部町大字平広場二八	三戸郡南部町大字福田字館先二	"	"	上北郡おいらせ町下前田一五八	三戸郡南部町大字沖田面田字千四	"	"	平川市碓氷関三笠山一〇の	"	平川市柏木町藤山一六の一
通所介護	訪問介護	訪問入浴 介護	訪問介護	通所介護	訪問介護	訪問入浴 介護	訪問介護	通所介護	訪問入浴 介護	"
指定通所介護 所	福祉協議会 福地村社会 福祉協議会	福祉協議会 石協 イシビヨ ン	福祉協議会 石協 ン	福祉協議会 石協 ス	福祉協議会 石協 護	福祉協議会 石協 指	福祉協議会 石協 指	福祉協議会 石協 指	福祉協議会 石協 指	福祉協議会 石協 指
三戸郡南部町大字吉前川原一	三戸郡南部町大字福田字家ノ下	"	"	上北郡おいらせ町下前田一五八	三戸郡南部町大字沖田面田字千四	"	"	平川市碓氷関三笠山一〇の	"	平川市柏木町藤山一六の一
"	一六・二六	"	"	一六・三三	一六・二六	"	"	"	"	"

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年九月四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第六百四十九号

株式会社 ノシタ	青森市米町二丁目六の三一	介護予防 福祉用具 貸与	名称	所在地	廃止 年月日
株式会社 ドエル キノシタ 青森本店 指定 貸与事業	青森市大字荒川 字成瀬二の二		名称	所在地	平成 一六・六〇
有限会社 オイスエス	八戸市類家五丁目四の一		名称	所在地	平成 一六・五三

有限会社 オイスエス	八戸市類家五丁目四の一	訪問入浴 介護	名称	所在地	平成 一六・五三
有限会社 オイスエス	八戸市類家五丁目四の一	訪問入浴 指定訪問 事業	名称	所在地	"
有限会社 オイスエス	八戸市類家五丁目四の一	訪問入浴 指定訪問 事業	名称	所在地	"

青森県告示第六百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年九月四日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止年月日
五戸町	社会福祉法人尾上町社会福祉協議会	三戸郡五戸町字古館二一の一	五戸町訪問看護ステーション	三戸郡五戸町大字倉石中五字幸神道前一五の四	平成一六・三・三
社会福祉法人平賀町社会福祉協議会	平川市猿賀南田九六の三	社会福祉法人尾上町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	平川市猿賀南田九六の三	平川市猿賀南田九六の三	"
社会福祉法人平賀町社会福祉協議会	平川市柏木町藤山一六の一	社会福祉法人平賀町社会福祉協議会	平川市柏木町藤山一六の一	平川市柏木町藤山一六の一	"
社会福祉法人碓ケ関村社会福祉協議会	平川市碓ケ関三笠山一二〇の一	碓ケ関村指定居宅介護支援事業所	平川市碓ケ関三笠山一二〇の一	平川市碓ケ関三笠山一二〇の一	"
社会福祉法人百石町社会福祉協議会	上北郡おいらせ町下前田一五八の二	百石町社会福祉協議会居宅介護支援サービスセンター	上北郡おいらせ町下前田一五八の二	上北郡おいらせ町下前田一五八の二	"
社会福祉法人名川町社会福祉協議会	三戸郡南部町大字平字広場二八の一	名川町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	三戸郡南部町大字吉前川原一の一	三戸郡南部町大字吉前川原一の一	平成一六・三・三

青森県告示第六百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年九月四日

青森県知事 三 村 申 吾

特定福祉用具販売事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止年月日
株式会社キノシ	青森市栄町二丁目六の三一	ウエルランド株式会社キノシ	青森市大字荒川字成瀬二一の二	青森市大字荒川字成瀬二一の二	平成一六・六・三〇

青森県告示第六百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年九月四日

青森県知事 三 村 申 吾

特定介護予防福祉用具販売事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止年月日
株式会社キノシ	青森市栄町二丁目六の三一	ウエルランド株式会社キノシ	青森市大字荒川字成瀬二一の二	青森市大字荒川字成瀬二一の二	平成一六・六・三〇

公 告

入会林野整備計画の認可

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二

十六号) 第十一条第一項の規定により、鱒ヶ沢町種里地区入会林野整備組合に係る種里地区入会林野整備計画を平成十八年八月二十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十八年九月四日

青森県知事 三 村 申 吾

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、青森北部土地改良区の定款の変更を平成十八年八月二十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十八年九月四日

青森県知事 三 村 申 吾

ふるさとの森と川と海保全地域の指定の案の縦覧

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例(平成十三年十二月青森県条例第七十一号)第六条第一項の規定によりふるさとの森と川と海保全地域(以下「保全地域」という。)を指定したいので、同条第三項の規定により、公告し、次のとおり保全地域の指定の案を縦覧に供する。

なお、当該保全地域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例施行規則(平成十四年三月青森県規則第四十三号)第四条に定めるところにより、知事に意見書を提出することができる。

平成十八年九月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保全地域の名称 追良瀬川流域ふるさとの森と川と海保全地域

二 保全地域に含まれる土地の区域

1 森林

西津軽郡深浦町大字追良瀬字北追良瀬山国有林三〇三二林班の内、三〇三二林

班の内、三〇三三林班の内、三〇三六林班の内及び三〇三八林班並びに同字西追良瀬山国有林三〇三五林班、三〇三七林班、三〇三九林班、三〇四〇林班、三〇四三林班及び三〇四五林班並びに同字東追良瀬山国有林三〇四一林班、三〇四二林班、三〇四四林班及び三〇四六林班並びに同字南追良瀬山国有林三二一四林班、三二一五林班の内、三二一九林班及び三二二〇林班の内

2 河川

追良瀬川の区域のうち南追良瀬山国有林三二一四林班内の栃木沢との合流点から海に至る場所

3 海岸

西津軽郡深浦町大字追良瀬字塩見山平二〇の一、二二〇の二、二二〇の二地先、二二〇の二三三、二二〇の二四六及び同字塩見崎一〇六の一の内

三 縦覧期間

平成十八年九月五日から同年十月四日まで

四 縦覧場所

青森県土整備部河川砂防課、五所川原県土整備事務所鱒ヶ沢道路河川事業所及び深浦町役場

出 先 機 関

土地改良区の役員の内、就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、弘前北部土地改良区から、次のとおり役員の内、就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十八年九月四日

中南地域県民局長 天 童 光 宏

役員の内、 区 別	氏 名	住 所	就任及び退任 の年月日
理 事	兜森 忠治	弘前市大字糠坪字桜山一六四	平成 一六・七・三 就任
"	佐藤 昭廣	大字宮館字宮館沢二三の一	"

